



質問

海外に定住する区分所有者が修繕積立金等の納付について口座振替手続きする場合の注意点はありますか。

(相談概要)

長期出張等で海外に定住する区分所有者が、修繕積立金等の支払について、国外に定住しながら日本国内の金融機関を指定して、口座振替で納付しようとした場合、どのような点に注意する必要がありますか。



回答

修繕積立金等の納付は、管理規約、管理委託契約に基づいて口座振替の方法で納付するケースが多くありますが、その場合、管理組合が指定した金融機関や、各区分所有者が任意で指定した金融機関から実施することとなります。

区分所有者が、長期出張等で日本国内から転居し海外定住（日本国外に1年以上居住）する際には、地方公共団体へ国外転出届を提出し住民票を転出する手続きを行いますが、この場合、日本国内では「非居住者」扱いとなることで、金融機関によっては、口座の取り扱いができなくなることがあります。

こういった点を踏まえて、区分所有者が「非居住者」となったことを管理組合やマンション管理業者が知り得た場合は、修繕積立金等の支払方法について本人の意思を確認たうえ、管理組合からの連絡窓口および金融機関指定の方法による親族等代理人を立てて口座を継続する方法や、「非居住者」でも日本国内の金融機関の口座を使い続けられるサービスを提供できる金融機関へ変更してもらう等の対応が必要となります。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。